

岡山市立香和中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止のための基本理念

いじめは生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、いじめの問題への対応は学校における最重要課題のひとつである。また、いじめはすべての生徒に関係する問題であり、いじめの防止への対策は生徒一人一人が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしていかなければならない。そのためには、生徒の健やかな成長をしっかりと育むとともに、生徒がいじめを自らの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しないといった意識を持たせることや主体的に改善しようとする力を育成することが必要である。

いじめの問題への対応は一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校や家庭、関係機関、地域との連携の下、いじめの問題を克服することを目指していく。

2 いじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行ふものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

「いじめ防止対策推進法 第2条」

〈いじめの認知について〉

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈し、安易に判断しない。

- ・生徒の表情や様子を細かく観察したり、周囲の状況に惑わされずに事実を客観的に判断する。
- ・生徒の心理や特性に留意する。

（例）ア 保護者に知られたくないという意識から認めない場合。

イ 加害生徒への恐怖心や不安から認めない場合。

ウ 障害を持つ生徒の特性から、自覚が薄い場合や認識できない場合。

〈具体的ないじめの態様〉

（例）冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

仲間はずれ、集団による無視をされる

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

金品をたかられる

金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめの防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

① 校内指導体制の確立

いじめ対策委員会を中核に生徒指導体制や教育相談体制を充実させ、いじめに対する教職員の共通理解を図りながら、学校の組織的な対応力を向上させる。

〈いじめ対策委員会〉随時開催

校長 教頭 教務 生徒指導主事 学年主任 各学年いじめ問題対策係
スクールカウンセラー 養護教諭 特別支援教育コーディネーター

※事案に応じて

いじめ専門相談員、子ども相談主事、警察スクールサポーター

〈校内生徒指導委員会〉週1回開催

校長 教頭 生徒指導主事 各学年生徒指導係 養護教諭 特別支援学級担任

② 道徳教育と人権教育の充実

互いを思いやり生命を大切にする態度、自他の人権を尊重する態度の育成を図る。また、ネット上でのいじめに対処するために、各学年で情報モラルの指導を実施する。SNS等の危険性などを保護者にも理解してもらうために、学校からの各種たよりで発信したり、町別懇談会(育成協主催)で地域の方も交えて話し合う。また、PTAとも協力して情報モラルに関する教育講演会も実施していく。

③ 豊かな人間関係づくり

授業や学級での活動、部活動、ボランティア活動あるいは地域での活動の中で、豊かな人間関係づくりの基盤となるコミュニケーション能力や社会性を育てる。また、学校行事などを通して、集団の一員としての自己有用感や充実感を育み、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係をつくる。

(2) いじめの早期発見

① 教職員による観察や情報交換

日頃から生徒の観察を細やかに行い、また生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険なサインを見逃さないようにする。得られた情報は短い時間でも情報交換をし、共有を図る。また、生徒の登下校や下校後の様子を見守っている地域の関係機関からも情報を得られるように定期的に依頼をする。

② いじめの調査等

- ・こつこつノートの点検(毎日)
- ・いじめアンケート(随時)
- ・教育相談アンケート(学期1回)
- ・アセスによるアンケート(学期1回)

③ いじめの相談体制

- ・校内いじめ相談窓口の設置(養護教諭、教育相談係)
- ・教育相談週間の実施(每学期放課後)
- ・スクールカウンセラーとの相談(毎週木曜日の午後)

(3) いじめへの対処

- ① いじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に受け止める。訴えの内容を軽視することなく傾聴する。いじめられた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保し、守り抜くことを最優先とする。
- ② 関係教職員で迅速に事実関係を正確に把握し、いじめ対策委員会に報告する。いじめ対策委員会が中心となって、指導・支援などの対応を協議する。犯罪行為として取り扱われるべき事案については、岡山市教育委員会及び所轄警察署に報告をし、連携して対処する。
- ③ いじめられた生徒の心のケアを行う。状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家の協力を得ながら、細やかな対応を行う。生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、別室等の弾力的な措置も行う。保護者へは事実を正確に伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。
- ④ いじめた生徒へは、その気持ちや状況などの背景にも目を向けながらも、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を示し、いじめの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行う。保護者へは事実を正確に伝え、事実に対する理解と納得を促し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ⑤ 周囲にいた生徒へ適切な指導を行う。いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

4 重大事態への対処

(1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(例) 生徒が自殺を図った場合
生徒の身体に重大な傷害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日が目安)

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、岡山市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 岡山市教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。